

|   |  |
|---|--|
| 番 号   | 20請願第9号 (即 決)                            |
| 受理年月日   | 平成20年9月2日                                |
| 件 名   | 「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書採択について         |
| 提 出 者   | 豊島区所在<br>特定非営利活動法人ワーカーズコープ<br>代表理事 永戸 祐三 |
| 紹介議員  | 岩田 康男                                    |
| 要 旨   |  |
| <p>〔請願要旨〕</p> <p>「協同労働の協同組合法」の国会での徹底した議論と、速やかなる制定を求める意見書を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに御提出いただきたくお願い申し上げます。</p> <p>〔請願理由〕</p> <p>日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となっています。また、2000年以降の急速な構造改革により、経済や雇用、産業や地方など、さまざまな分野に格差を生じさせました。</p> <p>働く機会が得られないことで、「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」、「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっています。また、障がいを抱える人々や社会とのつながりをつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題です。</p> <p>一方、NPOや協同組合、ボランティア団体などさまざまな非営利団体は、地域の課題を地域住民みずから解決することを目指し事業展開しています。この一つである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けており、上記の社会問題解決の手段の一つとして、大変注目を集めております。</p> <p>しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が個人にかかるなどの問題があります。</p> <p>既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）</p> |  |

についての法制度が整備されています。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度化を求める取り組みが広がり、1万を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は不離一体です。だれもが、「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す「協同労働の協同組合」は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものです。

三鷹市議会におかれましても、本請願の趣旨について御審議いただき、決議の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。